

足立区私道防犯灯設置基準

足立区私道防犯灯設置助成要綱第4条に定める設置基準は、次のとおりとする。また、それぞれの工種に応じて本基準に定める仕様に従い施工すること。

総 則

1. この工事は、関係者と十分に協議し、後記図面により施工すること。ただし、後記図面に明記がなくとも構造並びに施工上当然必要な工事が生ずる場合は助成を受ける者の負担によりこれを行うこと。
2. この工事に関係する法令、条例及び規則等は、これを遵守し、必要な届出・手続等は速やかに完了し、施設使用開始に支障のないように助成を受ける者がこれを行うものとする。
3. 工事に必要な測量・遣り方・保安施設並びに手続・検査及び試験に要する費用は、全て標準単価に含まれるものとする。
4. 防犯灯設置の基準間隔は20mとする。ただし、区長が設置を認めるものはこの限りでない。

材 料

1. 電気用材料は、日本産業規格に制定されているものはこれを使用し、かつ電気用品安全法の適用を受けるものは形式承認済の物を使用しなければならない。
2. 照明器具は、LED防犯灯（20ワット蛍光防犯灯相当以上）とし、自動に点灯・消灯し、終夜点灯するものとする。
3. 材料等には、看板又は商店街装飾などを目的とした付属品を設けないこと。ただし、所有者及び製品メーカーの名板についてはこの限りではない。

工 事

1. 工事範囲は、引込口（東京電力施工部の分岐点）以降を施工するものとする。
2. 電線相互の接続は、絶縁物を削り落とし、ハンダ付け又は圧着スリーブ接続とする。
3. 電柱等に共架する際には必ず電柱所有者の承諾を得ること。
4. 別途に区が指定するアルミニウム製の標示板に、団体名（個人申請の場合は管理責任者の氏名）を記入して、別記図面のとおり取り付けすること。標示板は、助成決定通知書で指定した番号が記載されているものを使用すること。
5. 工事完了後に、施工する灯具ごとに施工前、施工後の写真を提出すること。
6. 独立柱の新規建柱については、器具の施工だけでなく基礎工事の写真も提出すること。D種接地については、接地抵抗測定記録を提出すること。
7. 独立柱撤去については、施工前、施工後の写真を提出すること。
8. 工事完了後に電気工事設計図（電気供給申込）の写し・東電柱番号又はN T T柱票番号等を記入した完了図及び使用したLED照明器具の仕様（コピー可）を提出すること。

私道防犯灯標示板

会管理

3859

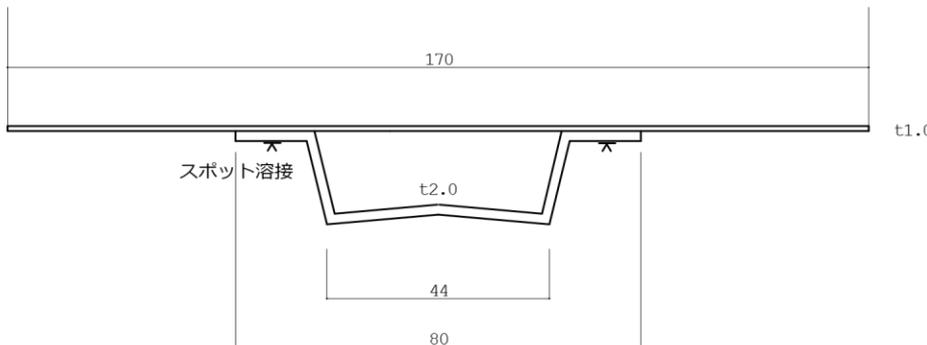
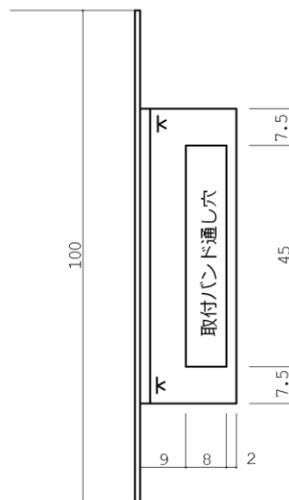
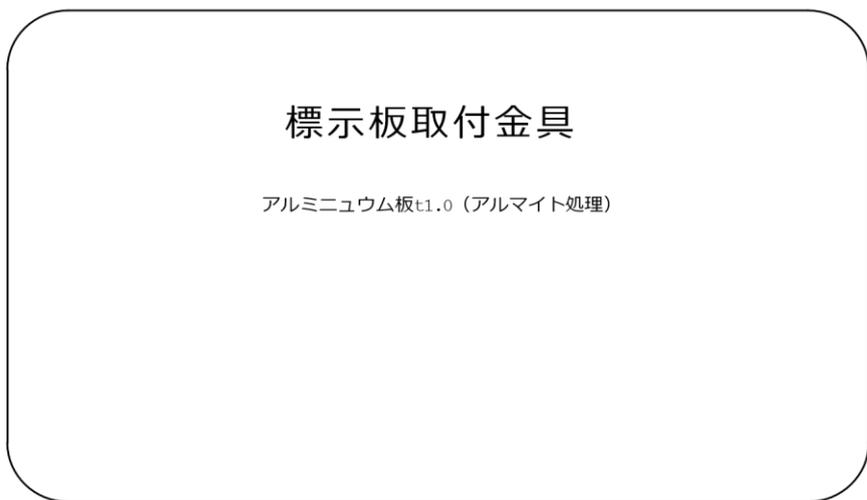
15

140
170

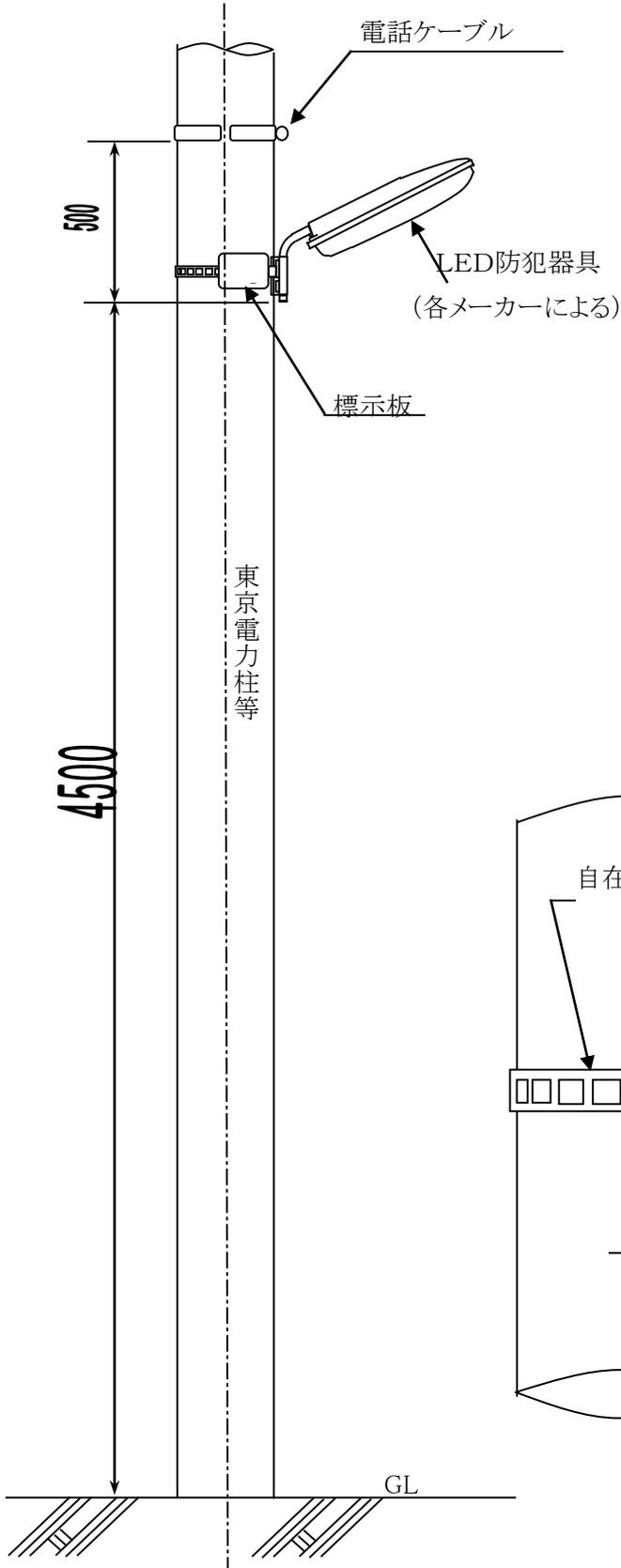
15

材質：コントロールタック 白 グロス（長期用）

加工：文字・数字、印刷 又は カルフィルム貼付（黒）



LED防犯灯 (FL20W相当) 共架式



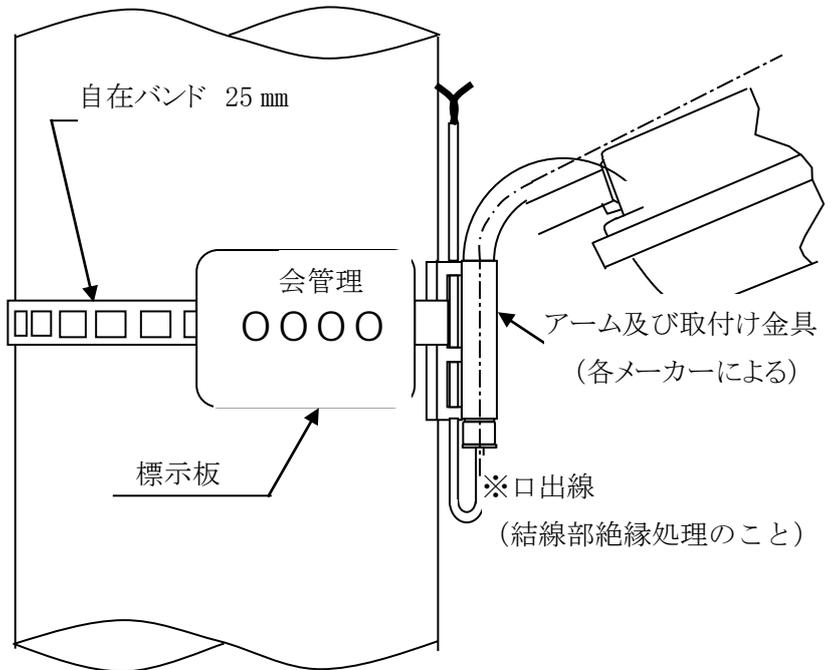
※照明器具

- 灯体 LED防犯灯 自動点滅器付き
FL20W相当以上
光源寿命 60000 時間以上
参考メーカー かがつう(株)
パナソニック(株)
オーデリック(株)

※標示板

- 取扱先 東京北電気工事協同組合
足立区保塚町3番2号
03-3883-8297

照明器具下に照明器具正面に地上高 4000mmでステンレスバンド固定することも可とする。



LED防犯灯 (FL20W相当) 独立式

※照明器具

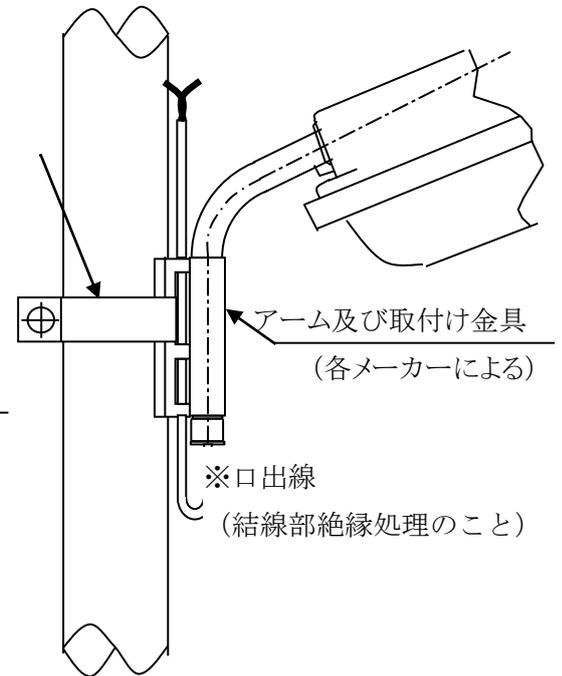
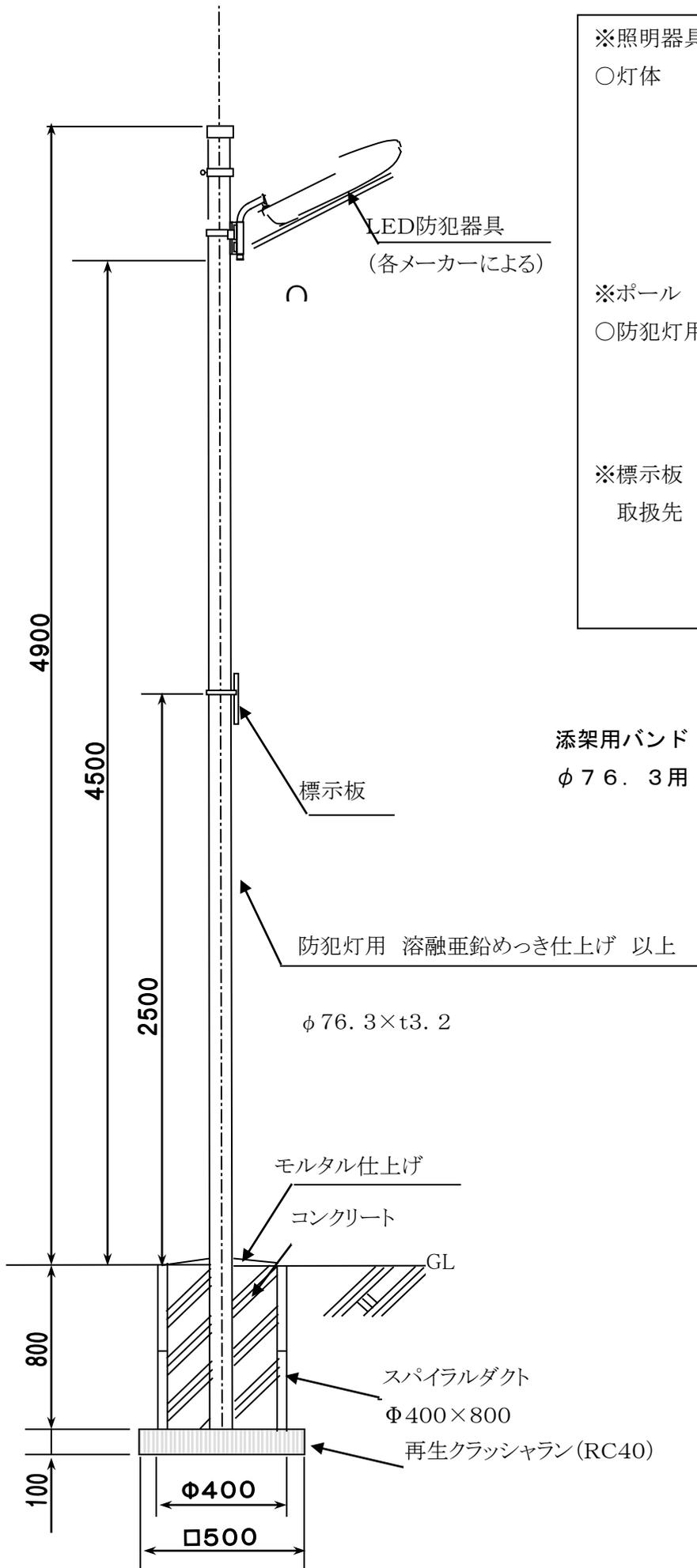
- 灯体 LED防犯灯 自動点滅器付き
FL20W相当以上
光源寿命 60000 時間以上
参考メーカー かがつう(株)
パナソニック(株)
オーデリック(株)

※ポール

- 防犯灯用 溶融亜鉛めっき仕上げ 同等品以上
参考メーカー YSポール(株)
丸一鋼管(株)
色の指定はありません。

※標示板

- 取扱先 東京北電気工事協同組合
足立区保塚町3番2号
03-3883-8297



添架用バンド
 $\phi 76.3$ 用

※独立柱が細く、自在バンドや添架用バンドでの取り付けが難しい場合は、必ず施工前に区の方にご相談ください。